宮古市タイマグラ観光施設
指定管理者募集要項

宮　古　市

目　　次

宮古市タイマグラ観光施設指定管理者募集要項

１　施設の名称及び所在地 ---------- 1
２　施設の設置目的 ---------- 1
３　施設の概要等 ---------- 1
４　指定管理者が行う業務 ---------- 2
５　指定期間 ---------- 2
６　指定管理経費等 ---------- 2
７　申請資格 ---------- 3
８　募集要項の公表等 ---------- 3
９　申請に関する事項 ---------- 4
10　選定項目及び選定基準 ---------- 5
11　選定の方法等 ---------- 6
12　利用料金に関する事項 ---------- 7
13　管理運営に要する経費等について ---------- 7
14　その他 ---------- 8
15　添付書類
（１）申請書類等
ア　宮古市タイマグラ観光施設指定管理者指定申請書（様式第１号）-------- 10
イ　事業計画書（様式第２号）---------- 11
ウ　収支予算書（様式第３号）---------- 14
エ　グループ構成書（様式第４号）---------- 17
オ　グループ協定書（様式第５号）---------- 18
カ　申請資格に係る申立書（様式第６号）---------- 20
（２）関係書類
ア　宮古市タイマグラ観光施設指定管理者業務仕様書（資料１）---------- 21
イ　宮古市タイマグラ観光施設平面図（資料２）---------- 29
ウ　宮古市タイマグラ観光施設に係る利用料金収入実績表（資料３）-------- 39
エ　宮古市タイマグラ観光施設に係る利用状況表（資料４）---------- 40
オ　宮古市タイマグラ観光施設に係る経費等実績表（資料５）---------- 41
カ　宮古市タイマグラ観光施設修繕履歴（資料６）---------- 42
キ　宮古市タイマグラ観光施設の備品リスト（資料７）---------- 44
ク　宮古市タイマグラ観光施設条例（資料８）---------- 45
ケ　宮古市タイマグラ観光施設条例施行規則（資料９）---------- 50

宮古市タイマグラ観光施設指定管理者募集要項

宮古市（以下「市」という。）では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項、宮古市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宮古市条例第220号。以下「手続条例」という。）及び宮古市タイマグラ観光施設条例（平成21年宮古市条例第44号。以下「施設条例」という。）第10条の規定に基づき、宮古市タイマグラ観光施設（以下「タイマグラ観光施設」という。）の指定管理者を募集します。

記

１　施設の名称及び所在地

（１）名　称　　宮古市タイマグラ観光施設

（２）所在地　　宮古市江繋第５地割３番地７ほか

２　施設の設置目的

都市との交流を推進するとともに、市民の保健休養と地域の活性化に資することを目的とする。

３　施設の概要等

①　早池峰山荘

施設の所在地		宮古市江繋第５地割３番地７
敷　地　面　積		約3,000㎡
建物の構造等	建物区分	早池峰山荘
	開設年月	昭和48年７月
	構造・規模	木造平屋建
	延床面積	301.04㎡
	施設平面図	別添のとおり（資料２）

②　バンガロー村

施設の所在地		宮古市江繋第６地割77番地		
敷　地　面　積		約6,684.65㎡		
建物の構造等	建物区分	バンガロー村		
	開設年月	昭和61年３月		
		バンガロー	ケビン	管理棟
	構造・規模	木造平屋建	木造平屋建	木造平屋建
	延床面積	12.90㎡×５棟	32.80㎡×１棟	110.16㎡×１棟
		トイレ	屋外炊事場	
	構造・規模	木造平屋建	木造平屋建	
	延床面積	8.4㎡×１棟	12.50㎡×１棟	
	施設平面図	別添のとおり（資料２）		

③ キャンプ場

施設の所在地		宮古市江繋第５地割３番地７			
敷地面積		約25,780㎡			
建物の構造等	建物区分	キャンプ場			
	開設年月	平成６年２月			
		管理棟	常設テントサイト	炊事棟	屋外トイレ
	構造・規模	木造平屋建	木造	木造平屋建	木造平屋建
	延床面積	79.50㎡×１棟	14.28㎡×６棟	33.72㎡×１棟	21.35㎡×１棟
		フリーサイト			
	構造・規模	―			
	面積	5,816.19㎡			
	施設平面図	別添のとおり（資料２）			

4　指定管理者が行う業務

（1）　施設条例第11条に規定する業務

ア　施設条例第１条に規定するタイマグラ観光施設の設置の趣旨に資する事業の実施に関すること。

イ　施設条例第３条の許可に関すること。

ウ　施設条例第５条の許可の取消し等に関すること。

エ　施設条例第13条の利用料金の決定等に関すること。

オ　タイマグラ観光施設の施設及び設備の維持管理に関すること。

カ　タイマグラ観光施設の清潔の保持その他環境整備に関すること。

キ　アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

（2）　宮古市タイマグラ観光施設指定管理者業務仕様書（資料１）記載の業務

（3）　災害発生時の対応

タイマグラ観光施設は、宮古市地域防災計画における「指定避難所」に指定されてはいませんが、地震、風水害等の災害発生時には、協力を求める場合があります。

5　指定期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日までの５年間

この期間は、宮古市議会での議決により決定します。なお、手続条例第６条の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部を停止することがあります。

6　指定管理経費等

（1）指定管理料の上限額

各年度の指定管理料の上限額は6,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、提案価格がこの金額を超える場合は、審査の対象となりません。

また、上限額は予算の議決により変更となることがあります。

（2）管理経費

管理経費は、人件費、業務管理費、施設維持管理費、軽微な修繕等に要する経費（年額800,000円とする。）、その他管理運営に必要な経費の合算額とします。管理経費の積算に当たっては、仕様書のほか関係資料を参考としてください。

7　申請資格

（1）　宮古市内に主たる事務所を有する法人（営利を目的とする法人、公益法人、特定非営利活動法人など）又は団体（以下「団体等」という。）であること。

（2）　応募しようとする者が、次のいずれかに該当するときは、応募することができない。

ア　団体等が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４（第１項第３号を除く。）（政令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定により本市における入札参加を制限されているとき。

イ　団体等が地方自治法第244条の２第11項の規定により指定管理者の指定の取消等を受けたことがあるとき。

ウ　団体等の代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から２年を経過していないとき。

エ　団体等又はその代表者が直近の２年度分の宮古市に納付すべき税等を滞納しているとき。

オ　団体等が会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしているとき。

カ　団体等又は団体等の代表者、役員若しくはその使用人が宮古市暴力団排除条例（平成28年宮古市条例第36号）第９条第１項に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）であるとき。

キ　排除措置対象者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあるとき。

（3）　グループで申請する場合の留意事項

複数の団体等によって構成するグループで申請する場合には、次の事項に留意すること。

ア　グループを代表する団体等を定めること。

イ　単独で申請した団体等は、グループ申請の構成員となれないこと。

ウ　同時に複数のグループの構成員となれないこと。

8　募集要項の公表等

（1）　募集要項等の公表及び入手方法

ア　公表期間　令和８年11月２日（月）から令和８年11月30日（月）午後４時まで

イ　入手方法

宮古市公式ホームページから関係書類一式をダウンロードしてください。

URL：https://www.city.miyako.iwate.jp/gyosei/soshiki/kawaisogojimusho/2/2/11622.html

※インターネットからのダウンロードが困難な場合は、担当窓口にて直接配布します。

（閉庁日を除く午前９時から午後４時まで）

【担当窓口】

宮古市川井総合事務所地域づくり係

〒028－2302

電話：0193－76－2165

メールアドレス：kawai-shisho@city.miyako.iwate.jp

※郵送による配布は行いません。

（2）　募集要項の説明会等

次のとおり、申請方法、申請資格、指定管理者の業務等についての説明会を開催します。参加される場合は、事前にご連絡ください。

ア　日　　時　　令和８年11月４日（水）　午後２時から

イ　場　　所　　宮古市川井総合事務所２階第１会議室

ウ　そ の 他　　説明会への参加は、申請予定者ごとに２名までとします。

（3）　募集要項に対する質問方法等

ア　質問方法　　宮古市川井総合事務所に質問書（任意様式またはメール可）を提出してください。

イ　受付期間　　募集開始日から令和８年11月19日（木）まで

ウ　回　　答　　令和８年11月26日（木）までに回答します。

なお、質問の内容及び回答は、質問者へお知らせするほか、宮古市ホームページに掲載します。ただし、質問内容が質問者独自の提案に関わるものであると市が判断した場合は、当該質問者のみに回答するものとします。

9　申請に関する事項

（1）　申請書類

ア　宮古市公の施設指定管理者指定申請書（様式第１号）

※グループ申請の場合は、グループ構成書（様式第４号）及びグループ協定書（様式第５号）を併せ提出してください。

イ　事業計画書（様式第２号）

ウ　収支予算書（様式第３号）

エ　軽微修繕方針書(任意様式)

軽微な修繕等への対応方針、実施体制、見積徴収・施工確認の方法、未執行額が生じた場合の管理方法等を記載してください。

オ　申請資格を有していることを証明する書類

(ｱ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合のみ）

(ｲ) 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

(ｳ) 申請資格に係る申立書（様式第６号）

(ｴ) 団体等の経営状況が確認できる書類

ａ　直近過去３年の収支損益計算書又はこれに相当する書類

ｂ　直近過去３年の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

(ｵ) 団体等の活動状況が確認できる書類

ａ　事業報告書

ｂ　役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(ｶ) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体等の概要が分かる書類

（2）　提出方法

（1）で示した書類を、原則電子データで提出してください。データでの提出が困難である書類については、１部を提出してください。

また、グループ申請の場合は、（1）オに掲げる書類を構成員ごとに提出してください。

（3）　申請受付期間等

募集開始日から令和８年11月30日（月）の午後４時まで

提出先は、宮古市川井総合事務所とします。

10　選定項目及び選定基準

選定項目及び選定基準は、手続条例第３条第１項の規定を基本とし、次表のとおりとします。

選定項目	選定基準	配点
住民の平等利用が確保されること。	事業内容に偏りがあり、利用者が限られることはないか	５
	身体の不自由な方も利用できるように十分な配慮がされているか	５
事業計画が当該公の施設の設置目的を実現するためにふさわしいものであること。	施設利用を促進させる方策は、具体的かつ現実的で、創意工夫や積極性があり、利用者にとって魅力的なものとなっているか(ホームページ等による広報活動を含む)	１５
サービスの維持及び向上が図られること。	利用者の苦情、意見、要望等を把握し、それに対する改善方策がとられているか	５
	利用者の応接等の職員研修は計画しているか	５
	管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか	５
事業計画が効果的かつ効率的な施設管理を実現するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。	管理費の縮減が図られているか ※上限額を超えると失格	１０
	管理運営に支障が生じない範囲で、現実的な経費の見積りがなされているか	５
	効率的な管理運営のための創意工夫がみられるか	５
申請者が事業計画書に沿った施設の管理を行うために必要な物的かつ人的な能力有していること。	団体等の財政状況は健全か	５
	施設の管理運営の実績はどうか	５
	職員の採用、確保、配置計画は適正か（防火管理者、危険物取扱者の有資格者の有無、業務シフトの体制等)	１０
	適正な労働条件が確保されているか	５
個人情報の保護が図られていること。	個人情報を取り扱う業務を把握し、それに対する管理体制が図られているか（職員への周知、書類の保管、利用の適正性)	５
安全管理、緊急時の対応方法が整っていること。	事故、不祥事防止などを含む日常的な危機管理の方法が整っているか	５
	天災をはじめ利用者にとって危険な場面を想定し、その対応方法と責任体制が明確になっているか	５
合計点数		１００

※点数が 60 点未満の場合は、指定管理者候補者としません。

※採点は、「優れている」「やや優れている」「普通」「やや劣っている」「劣っている」の５段階評価を基本とします。配点５の場合は、順に５点（優れている）、４点（やや優れている）、３点（普通）、２点（やや劣っている）、１点（劣っている）の評価となり、配点 10 以上の場合も同様の考え方となります。

※選定基準の項目中「管理費の縮減が図られているか」については、あらかじめ配点基準を設定し、市の指定管理料の上限額と応募者の提案価格から上限額に対する縮減率を算出し、採点します。

11　選定の方法等

候補者の選定方法等は、次のとおりです。

（1）　選定方法

宮古市指定管理者運営委員会（以下「運営委員会」という。）において、申請書類の審査及び申請者によるプレゼンテーション（非公開）を経て、前記の「選定項目及び選定基準」に基づき候補者の審査を行い、最も高い点数を得た団体を候補者とします。なお、プレゼンテーションについては、申請状況や申請者の過去の実績等を総合的に勘案して省略する場合があります。

運営委員会の実施日は、別途お知らせします。

候補者は、宮古市経営会議への報告を経て、正式に候補者として議会に上程します。

なお、選考の結果、指定管理者として相応しい団体が無いと認められる場合、該当者なしとすることがあります。

（2）　選定結果のお知らせ

選定の結果については、令和９年２月中旬を目途に申請者に文書で通知します。

なお、選定結果については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求又は行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく訴えの提起をすることができません。

（3）　指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された団体等については、市議会定例会令和９年３月定例会議における議決を経て指定管理者として指定する予定です。ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての選定を取り消すことがあります。この際、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

（4）　仮協定書の締結

市が指定管理者の候補者を選定したときは、市議会へ指定議案を提出する前に、仮協定を締結します。仮協定書には、管理に関する細目的事項等が定められ、市議会の議決を経た後に協定としての効力が生じます。

協定で定める主な事項は、次のとおりです。

ア　指定期間に関する事項

イ　管理の基準に関する事項

ウ　業務の範囲に関する事項

エ　利用料金に関する事項

オ　管理費用に関する事項

カ　業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項

キ　毎年度終了後、市に提出する事業報告に関する事項

ク　損害賠償、リスク分担等に関する事項

ケ　指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

コ　原状回復に関する事項

サ　関係諸法令の遵守に関する事項

シ　モニタリングに関する事項

12　利用料金に関する事項

（1）　利用料金制

本施設は、地方自治法第244条の２第８項に定める利用料金制を採用するため、利用者が支払う利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の額は、市が施設条例で定める使用料の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めることができます。なお、指定管理者が、市が指定管理をした施設の設置目的と異なる目的の事業で、利用料金の対象となる施設を利用した場合は、指定管理者も利用料金を納付することになります。

（2）　利用料金の免除

指定管理者は、施設条例第７条の規定により、利用料金の全部又は一部を免除することができます。施設条例の免除規定の適用関係は、協定書に明記することとします。

（3）　利用料金の還付

指定管理者は、施設条例第８条の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができます。施設条例の還付規定の適用関係は、協定書に明記することとします。

13　管理運営に要する経費等について

（1）　指定管理料

ア　施設の管理運営に関する一切の費用は、利用料金及び市が支払う指定管理料をもって充てるものとします。

イ　指定管理料の提案価格は、収支予算書に記載してください。選定の際の提案価格の審査は、令和９年度から令和13年度までの提案価格の合計額で行います。

ウ　指定管理料の提案価格を算出する際は、次の点に留意してください。

(ｱ)　指定管理料の提案価格は、予定される経費から予定される収入を差し引いたものになります。

(ｲ) 利用料金は、タイマグラ観光施設に係る利用料金収入実績表（資料３）を参考としてください。なお、利用状況は、タイマグラ観光施設の利用状況表（資料４）のとおりです。

(ｳ) 施設の管理運営に関する経費は、タイマグラ観光施設に係る経費等実績表（資料５）を参考として積算してください。

(ｴ) 利用料金及び指定管理料の算定にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を10％で算定してください。指定管理期間中に消費税率の増減があった場合、指定管理料の額については、市及び指定管理者が協議することとします。

エ　指定管理料は、予算の範囲内で指定管理者と協定を締結し、支払います。このため、指定管理料の金額は、申請時に提出のあった指定管理料の提案価格を下回る場合があります。

オ　２年度目以降の指定管理料は、初年度の指定管理料を基本とし、年度ごとに市と指定管理者が協議のうえ、協定により決定します。

カ　指定管理料の支払方法は、分割払とし、時期・金額等の詳細については、市と指定管理者との協議により協定で定めます。

キ　指定期間中の物価変動、金利変動等に伴うリスク分担は、仕様書に示すリスク分担表を基本としますが、当該リスク分担表の内容は、基本協定の締結前に市と指定管理者が協議のうえ、決定するものとします。

ク　各年度の指定管理料のうち800,000円は軽微な修繕等に要する経費とし、区分経理するとともに、年度末に実績報告を行うこととします。また、同経費に係る執行残が生じた場合は、あらかじめ市の承認を得たうえで、翌年度に繰り越すことができるものとします。ただし、指定期間の最終年度における執行残額は、全額を市に返還することとします。

（2）　修繕・改修等

ア　施設及び設備の修繕等については、日常の管理業務の範囲内で行う軽微な修繕等は指定管理者の負担とし、それ以外の大規模な修繕、改修、更新等は市の負担を基本とします。

イ　修繕等により生じた更新施設等は、すべて市に帰属するものとします。

ウ　施設の主な修繕履歴は、宮古市タイマグラ観光施設修繕履歴（資料６）のとおりです。

（3）　事故・火災等

ア　施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、市の負担とします。

イ　指定管理者の故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は指定管理者の負担とします。

なお、指定管理者は、市が必要と認める賠償保険に加入するものとします。

（4）　行政財産の目的外使用について

指定管理者が自らの提案に基づいた飲食・物販等の自主事業を行うに当たっては、宮古市行政財産の使用の許可に関する規則（平成17年宮古市規則第64号）の規定に基づく行政財産の使用の許可を受ける必要があります。

（5）　その他の事項については、協定により定めるところによります。

14　その他

（1）　申請に関して必要となる費用は、すべて申請団体等の負担とします。

（2）　申請に当たって提出した書類の申請期限後における差替え及び再提出は認めません。ただし、申請書類に不足があった場合は、再提出を求めることがあります。

（3）　申請書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。

（4）　申請書類は、宮古市情報公開条例（平成17年宮古市条例第11号）に定めるところにより公開されることがあります。

（5）　次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

ア　申請書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。

イ　申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ　申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ　申請書類に虚偽の内容が記載されているとき。

オ　申請者が、本件の申請に関し、指定事務に従事する職員に対して、個別に接触する事実が認められたとき。

（６）　市が指定管理者の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

（７）　申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、市が指定管理者の選定の公表等に必要な場合には、市は申請書類の著作権を無償で使用できることとします。

（８）　申請後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

15　添付資料

（１）　申請書類等

ア　宮古市公の施設指定管理者指定申請書（様式第１号）

イ　事業計画書（様式第２号）

ウ　収支予算書（様式第３号）

エ　グループ構成書（様式第４号）

オ　グループ協定書（様式第５号）

カ　申請資格に係る申立書（様式第６号）

（２）　関係資料

ア　宮古市タイマグラ観光施設指定管理者業務仕様書（資料１）

イ　宮古市タイマグラ観光施設平面図（資料２）

ウ　宮古市タイマグラ観光施設に係る利用料金収入実績表（資料３）

エ　宮古市タイマグラ観光施設に係る利用状況表（資料４）

オ　宮古市タイマグラ観光施設に係る経費等実績表（資料５）

カ　宮古市タイマグラ観光施設修繕履歴（資料６）

キ　宮古市タイマグラ観光施設の備品リスト（資料７）

ク　宮古市タイマグラ観光施設条例（資料８）

ケ　宮古市タイマグラ観光施設条例施行規則（資料９）

資料１

宮古市タイマグラ観光施設指定管理者業務仕様書

宮古市タイマグラ観光施設（以下「タイマグラ観光施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書に定めるところによる。

１　管理運営に関する基本方針

タイマグラ観光施設の管理運営にあたっては、次の基本方針に沿って行うこと。

⑴　宮古市の公の施設であることを常に念頭に置いて、市民の福祉の増進に努め、公平な利用に供するよう管理運営を行うこと。

⑵　施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるよう適切な管理運営を行うこと。

⑶　サービス水準の維持向上に努め、安定的かつ継続的なサービスの提供がなされるよう管理運営を行うこと。

⑷　利用者の声を常に把握し、施設利用の満足度の向上に努めること。

⑸　常に利用者の安全に注意を払い、災害等の緊急対応の体制を整えておくこと。

⑹　個人情報を取り扱う業務をすべて把握し、個人情報の保護を徹底すること。

⑺　ごみの節減、省エネルギー等環境に配慮した管理運営を行うこと。

２　指定管理業務の内容等

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

⑴　施設の利用許可等に関する業務

ア　施設及び附属設備等の利用許可に関すること。

イ　利用許可の取消し、利用の停止又は利用許可等の条件の変更に関すること。

ウ　利用料金の徴収、減額、免除、還付その他利用料金に関すること。

エ　入館の制限、退館命令その他施設の秩序維持に関すること。

オ　利用者及び利用団体の利用日程の調整に関すること。

カ　施設の利用案内等に関すること。

キ　施設利用者の安全確保に関すること。

ク　災害等の緊急時における施設利用者の避難誘導に関すること。

⑵　施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の維持管理に関する業務は、次のとおりとする。なお、法令の規定により点検が義務付けられている業務、専門業者でなければ遂行が困難な業務等については、市と事前協議を実施したうえで、第三者に委託できる。

ア　保守点検等に関すること。

施設の全般の機能を良好に維持管理するため、法定点検その他必要な保守点検業務を実施すること。なお、消防用設備及び防火対象物の点検については、年２回の法定点検を実施すること。

イ　施設、設備等の維持に関すること

施設、設備等の全般の機能を良好に維持管理し、効率的かつ効果的に運用すること。

㈠　清掃業務

清掃業務の実施に当たっては、施設の快適な環境を保つため、日常及び定期清掃並びに廃棄物

収集処理等を行うこと。

(ｲ) 環境整備業務

環境整備に当たっては、施設の快適な環境を保つため、各施設内の除草等を行うこと。

特に、キャンプ場の除草に当たっては、年間５回以上実施すること。

(ｳ) 警備業務

施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、もって円滑な管理運営を行うこと。

ウ　施設及び設備の修繕等に関すること。

施設及び設備の修繕は、「軽微な修繕」と「大規模な修繕」に区分し、それぞれ次のとおり対応すること。

（ア）軽微な修繕

a. 軽微な修繕とは、原則として１件当たりの費用が 30 万円未満(消費税及び地方消費税を含む。)の修繕、部品交換、消耗品補充等をいう。

b. 軽微な修繕は、指定管理者の責任と負担において、利用に支障が生じないよう速やかに実施すること。費用は、指定管理料に含まれる修繕費(年額80 万円)を原資とする。

c. 修繕の実施にあたっては、経済性及び品質を確保するため、必要に応じて複数の事業者から見積書を徴収するよう努めること。

d. 緊急の場合を除き、修繕内容及び概算費用について、事前に市に報告すること。

e. 軽微な修繕費に年度末の執行残が生じた場合は、あらかじめ市の承認を得たうえで、翌年度に繰り越すことができる。ただし、指定期間の最終年度における執行残額は、全額を市に返還すること。

（イ）大規模な修繕

a. 大規模な修繕とは、原則として１件当たりの費用が 30 万円以上(消費税及び地方消費税を含む。)の修繕、改修、更新等をいう。

b. 大規模な修繕は、市がその責任と負担において実施する。指定管理者は、大規模な修繕が必要と判断される箇所を発見した場合、速やかに市に報告し、その指示に従うこと。

c. 上記の区分にかかわらず、修繕の負担区分について判断に迷う場合は、速やかに市と協議をすること。

なお、修繕等に要する費用は、「６指定管理者と市とのリスク分担」のとおりとする。

⑶　備品の管理に関する業務

タイマグラ観光施設の運営に必要な備品（資料７：宮古市タイマグラ観光施設の備品リスト）は、市が無償で貸与する。指定管理者は、善良な管理者の注意をもって使用し、指定期間が終了したときは、原状回復し、市に返却するものとする。

なお、貸与物品が経年劣化等により業務の用に供することができなくなったときは、協議のうえ、市の負担により当該備品を購入又は調達するものとする。

また、指定管理者の故意又は過失により貸与物品をき損、滅失したときは、協議のうえ、指定管理者の負担により当該備品を購入又は調達するものとする。

⑷　防災管理に関する業務

ア　天災及び事故等の発生に備え、「宮古市地域防災計画」に基づき施設の防災に関する計画を定め、

必要な人員配置を行うとともに、日頃から訓練を行い、利用者、職員の安全の確保に努めること。

イ　避難誘導訓練は、緊急時に利用者を安全迅速に避難誘導できるよう、年２回以上実施するとともに、火災、地震、停電時の避難誘導マニュアルを整備して非常時に備えること。

ウ　災害等の緊急事態が発生した場合には、的確に利用者の避難誘導を行うとともに、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとり、直ちに市に報告すること。

⑸　利用者の安全確保に関する業務

利用者の安全を確保するため、施設の日常的点検に努めるとともに、防犯対策についてのマニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。

３　指定管理に付随する業務

⑴　事業計画

指定管理者は、協定で定めるところにより、年度ごとに業務の実施に係る計画書を前の年度の２月末日までに市に提出し、確認を受けるものとする。

⑵　事業報告

ア　指定管理者は、協定で定めるところにより、毎事業年度終了後１月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出するものとする。なお、指定管理者の指定を取り消されたときは、当該指定が取り消された日から 30 日以内に、市に対し、事業報告書を提出するものとする。

（ア）管理業務の実施状況

（イ）利用状況

（ウ）利用料金収入の実績

（エ）管理に係る経費の収支状況

（オ）軽微な修繕の実施状況及び経費執行に関する報告

※(オ)の報告には、修繕箇所、修繕内容、実施年月日、支出額、施工業者名を記載した一覧表及び補修前後の状況がわかる写真等を添付すること。

イ　指定管理者は、協定で定めるところにより、毎月の業務完了後に、当該月の利用者数の状況を記載した報告書を作成し、翌月の 10 日までに市に報告するものとする。

⑶　広報業務

指定管理者は、施設のＰＲや情報提供のため、市と連携し、リーフレット、情報誌の作成、国内外への情報発信を行うためホームページの開設（更新）、多言語化に対応するための掲示、広報みやこへの掲載を行うよう努めるものとする。

⑷　指定管理者による自己評価等

指定管理者は、タイマグラ観光施設の効果的・効率的な管理及びサービス向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、自己評価を行い、その報告書を事業報告書と併せて提出するものとする。

なお、指定管理者は、毎年度１回以上アンケート等の実施により利用者の評価を受け、当該評価の結果について前項の自己評価に係る報告書に記載するものとする。

⑸　利用者等の要望、苦情等への対応

施設の管理に関して利用者その他の市民からの要望、苦情等は、指定管理者において迅速かつ適切に対応し、随時市に報告するものとする。

また、要望、苦情等のうち、市が対応する必要があると認められる場合は、指定管理者に報告を求

め、状況を調査し、必要な指示を行うものとする。

⑹　市及び関係機関との連絡調整

ア　市との連絡調整

指定管理業務は、協定書に基づき実施するものであるが、協定書に定めのない事項及び協定書の解釈に相違がある場合などについては、市と協議のうえ、これを決定するものとする。

また、施設の管理運営に係る規程、マニュアル等を新たに作成する場合は、条例等の範囲内で定める必要があることから、事前に市と協議を行うものとする。

イ　関係機関との連絡調整

指定管理業務は、関係機関と良好な関係を維持し、必要に応じて連絡調整を行うこと。

⑺　指定管理業務の引継ぎ

指定管理者の交代により当該業務の引継ぎを行う場合には、指定管理者は指定期間満了の日までに必要な事項を記載した業務引継書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務の引継ぎを行うものとする。この場合において、新旧の指定管理者は、業務引継ぎの完了を示す書面を取り交わし、その写しを市に提出するものとする。

4　管理の基準等

⑴　休業日及び利用時間

休業日及び利用時間は、原則として次のとおりとする。ただし、指定管理者が市長の承認を得て変更することができる。

ア　休業日

施設の名称	休業日
早池峰山荘	11月1日から翌年4月30日まで
バンガロー村	
キャンプ場	

イ　利用時間

施設名	区分	利用時間
早池峰山荘	個室休憩	午前10時から午後3時まで
	宿泊	午後3時から翌日の午前10時まで
バンガロー村	日帰り	午前10時から午後4時まで
	宿泊	午後4時から翌日の午前10時まで
キャンプ場	日帰り	午前9時から午後5時まで
	宿泊	午後2時から翌日の午前11時まで

⑵　利用許可等の基準

指定管理者は、宮古市行政手続条例（平成17年宮古市条例第12号）の適用を受け、利用許可等の処分庁となることから、施設の利用の許可、不許可等は、宮古市行政手続条例に基づき定めた審査基準及び処分基準により判断すること。ただし、当該基準による判断が困難な場合は、市と指定管理者が協議のうえ、判断するものとする。

⑶　法令等の遵守

施設の管理は、本仕様書のほか、次の関連する法令等を遵守すること。

ア　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

ウ　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

エ　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

オ　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

カ　消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）

キ　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

ク　宮古市タイマグラ観光施設条例（平成 21 年宮古市条例第 44 号）

ケ　宮古市タイマグラ観光施設条例施行規則（平成 21 年宮古市規則第 36 号）

コ　宮古市情報公開条例（平成 17 年宮古市条例第 11 号）

サ　その他管理運営を行うための関係法令

⑷　個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律の規定により、指定管理者は次の義務が課されていることに留意すること。

ア　個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

イ　個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。また、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された電算処理個人情報保護ファイルを提供したり、不正な利益を図る目的で個人情報を提供し、又は盗用したときは、刑事罰の対象となること。

⑸　情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり作成し又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開は、宮古市情報公開条例に準じて適正な情報公開に努めること。

なお、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウに関わる部分及び指定管理者の不利益となるおそれのある部分を除き、情報公開する場合がある。

⑹　環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、宮古市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 116 号）に基づき、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等による廃棄物の減量及び適正な処理を推進し、生活環境の清潔を保持することにより公衆衛生の向上を図るための措置を講ずること。

また、宮古市環境の保全及び創造に関する条例（平成 18 年宮古市条例第 20 号）に基づき、環境の保全のための措置を講ずること。

5　管理体制

⑴　職員配置等

ア　管理運営責任者１名を含む２名の人員を配置すること。

イ　施設の維持管理、運営等を管理するために必要な人材を確保し、職員の役割分担を明確にすること。

ウ　各業務の特性に応じて必要な知識及び技能を有する者を配置するとともに、防火管理者など法令

等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者を配置すること。

エ　雇用形態、就業形態、勤務体制等を工夫し、効率的な組織とすること。

オ　職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定め、必要なサービス水準を確保すること。

カ　職員は、できる限り市内から採用すること。

⑵　研修等

職員の資質向上を図るため、安全管理、個人情報保護、接遇等に係る研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

6　指定管理者と市とのリスク分担

指定管理者と市とのリスク分担は、原則として次表のとおりとする。なお、疑義のある事項又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議のうえ、協定を締結するまでの間に決定することとする。

種類	内容	負担	
		市	指定管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更	協議事項	
申請コスト	申請費用の負担		○
引継ぎコスト	業務引継ぎに要する費用の負担		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
光熱水費の単価変動	光熱水費の単価の変動に伴う費用の負担		○ (※基準内)
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況（利用料金）		○
周辺地域住民対応	指定管理業務における地域との調和及び連携に関すること		○
	上記以外の事項	協議事項	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	○	
施設・設備の損傷	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	経年劣化等による修繕(1 件 30 万円未満の軽微な修繕)		○
	経年劣化等による修繕(1 件 30 万円以上の大規模な修繕)	○	
債務不履行	施設管理者(市)による協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
	施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	施設、機器の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	

書類の誤り	市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○

7　保険及び損害賠償の取扱い

指定管理業務の範囲内での指定管理者が負うべき賠償責任については、市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」の対象となる。ただし、当該保険の賠償責任を超えることが想定される業務がある場合は、指定管理者が独自に保険に加入すること。

また、施設内での自主事業等、指定管理者が独自に行う事業については対象外となることから、その規模等に応じ、想定される賠償責任に見合った保険に加入すること。

なお、市が加入している保険内容は、次のとおりである。

⑴　保険名称　全国市長会市民総合賠償補償保険（賠償責任保険）

⑵　保険金額（限度額）

ア　身体保障　　１名につき　　１億円

　　１事故につき　　１０億円

イ　財物保障　　１事故につき　２，０００万円

ウ　免責金額　　なし

8　業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告すること。その場合の措置については、次のとおりとする。

⑴　指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の実施を求めることができる。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、市は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

⑵　指定が取り消された場合等の賠償

市が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

⑶　不可抗力等による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合には、市及び指定管理者は、業務継続の可否について協議するものとする。

9　原状回復義務等

指定管理者は、指定管理の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、直ちに施設又は設備を原状に回復しなければならない。

10　協定の締結

⑴　市と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる事項について協議を行い、これに基づき指定期間全体の基本協定を締結する。

⑵　市と指定管理者は、基本協定のほか、各事業年度の業務実施に係る年度協定を締結する。

⑶　業務の前提条件若しくは内容を変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、市及び指定管理者

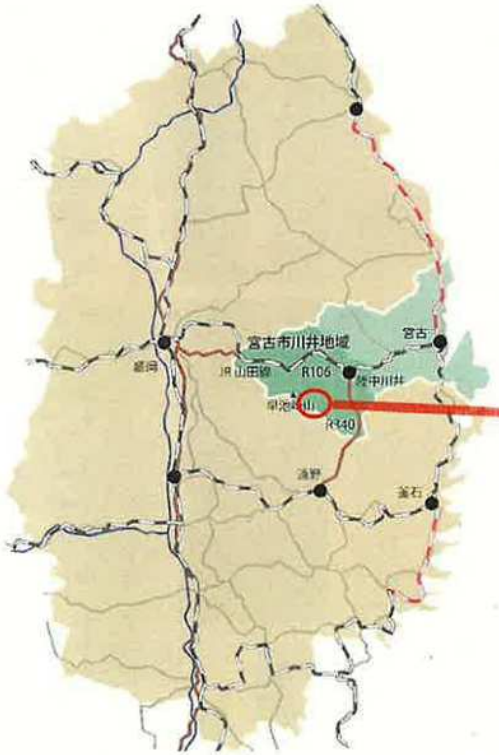
の協議により基本協定の規定を変更することができる。

⑷　基本協定及び年度協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は特別の定めのない事項については、市及び指定管理者が協議のうえ、これを定めるものとする。

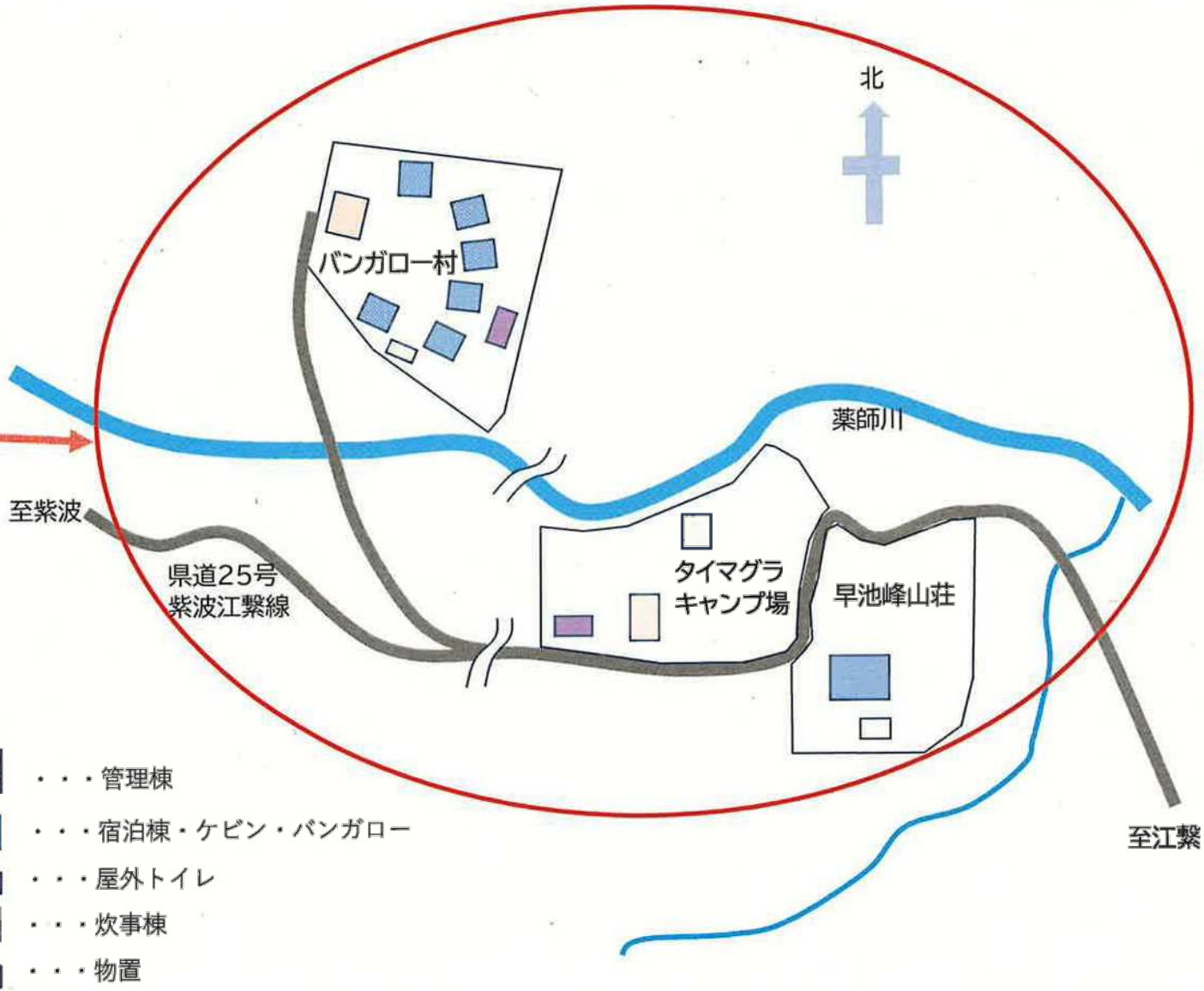
11　その他

本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、市と別途協議し決定するものとする。

タイマグラ観光施設施設平面図

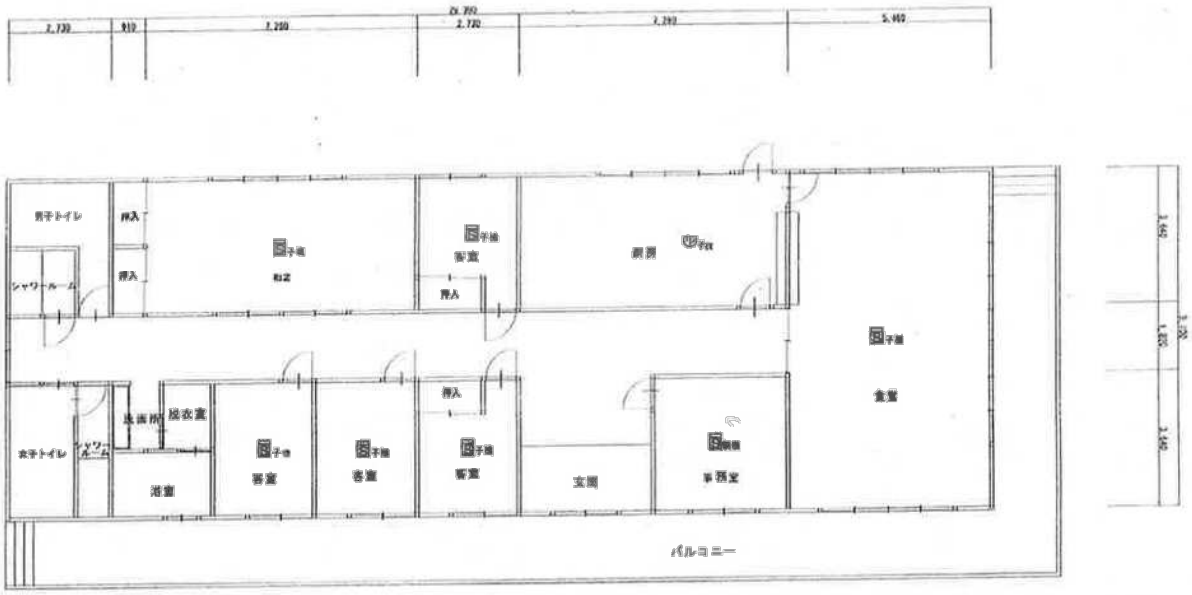


全体配置図



タイマグラ観光施設施設平面図

早池峰山荘

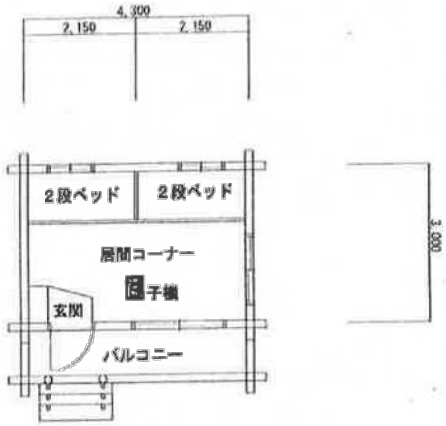


凡　例

光電式スポット型感知器（無線連動型）

定温式スポット型感知器（無線連動型）

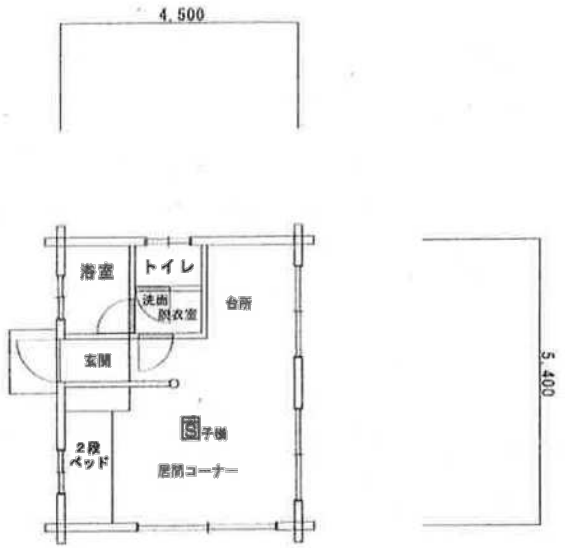
			名　称	早池峰山荘
	縮　尺		図面名称	平　面　図



凡　例

S 光電式スポット型感知器（無線連動型）

			名　　称	バンガロー村　1号
	縮　　尺		図面名称	平　面　図



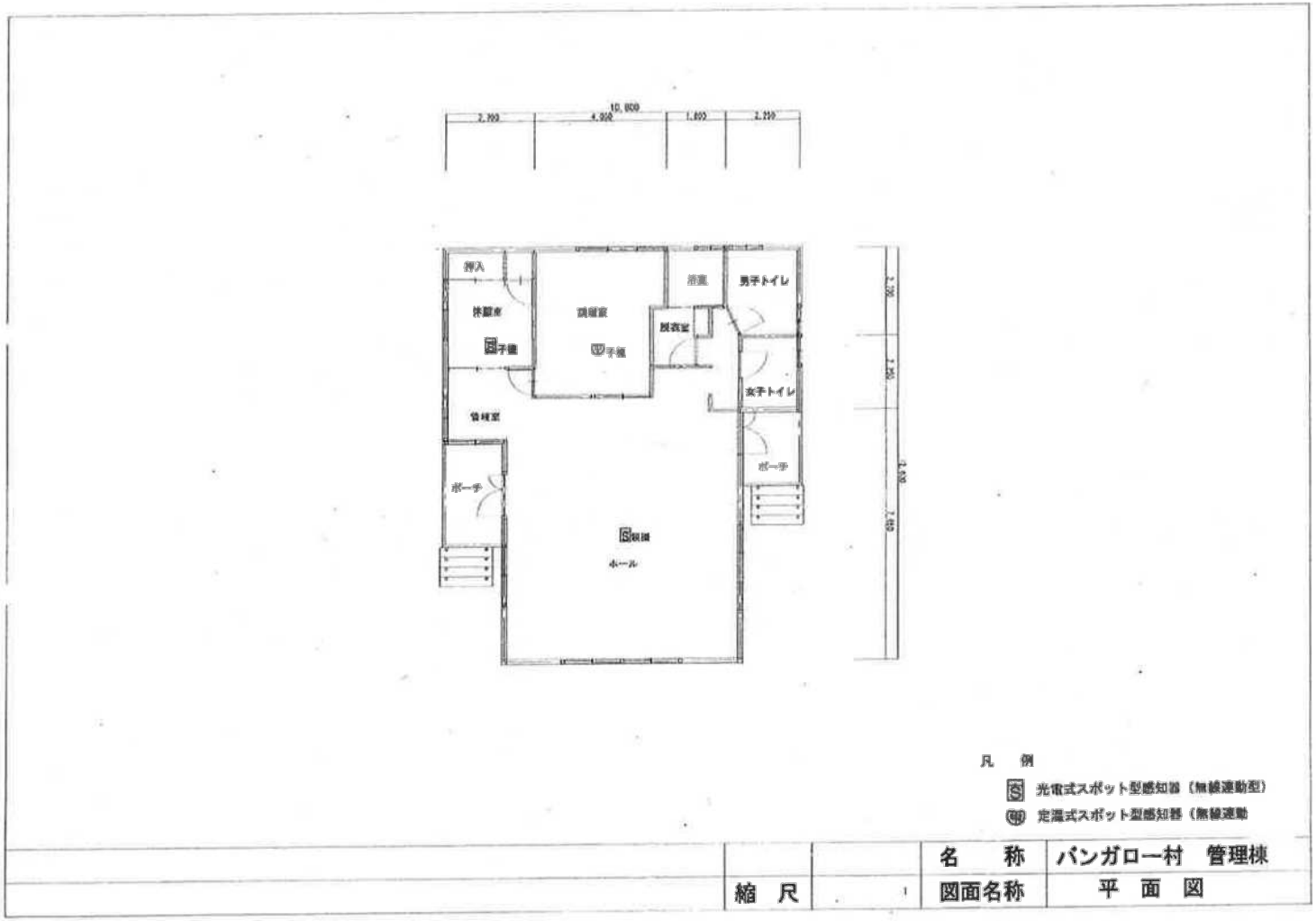
凡　例

S　光電式スポット型感知器（無線連動型）

			名　称	バンガロー村　ケビン
	縮　尺		図面名称	平　面　図

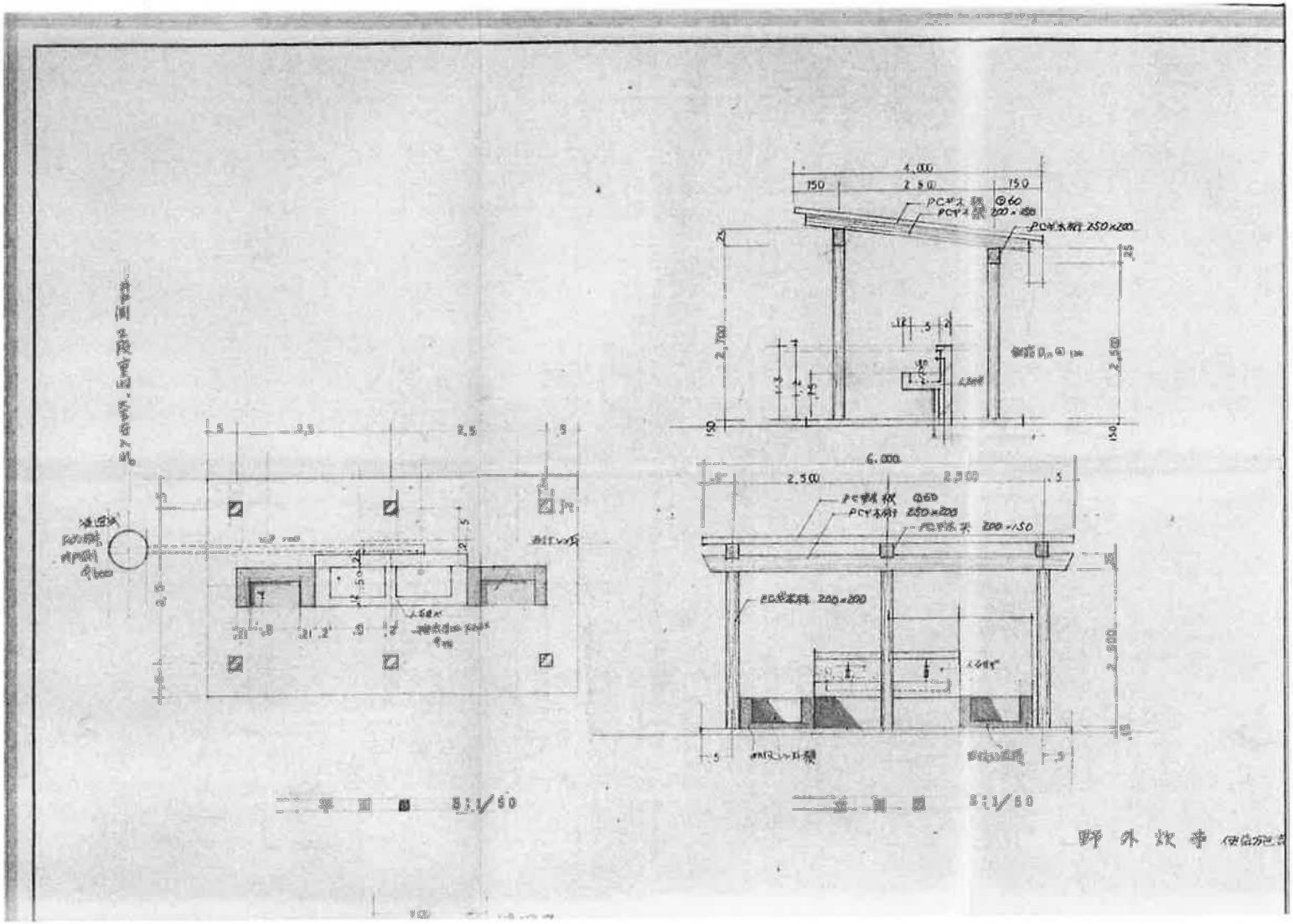
タイマグラ観光施設施設平面図

パンガロー村 管理棟



タイマグラ観光施設施設平面図

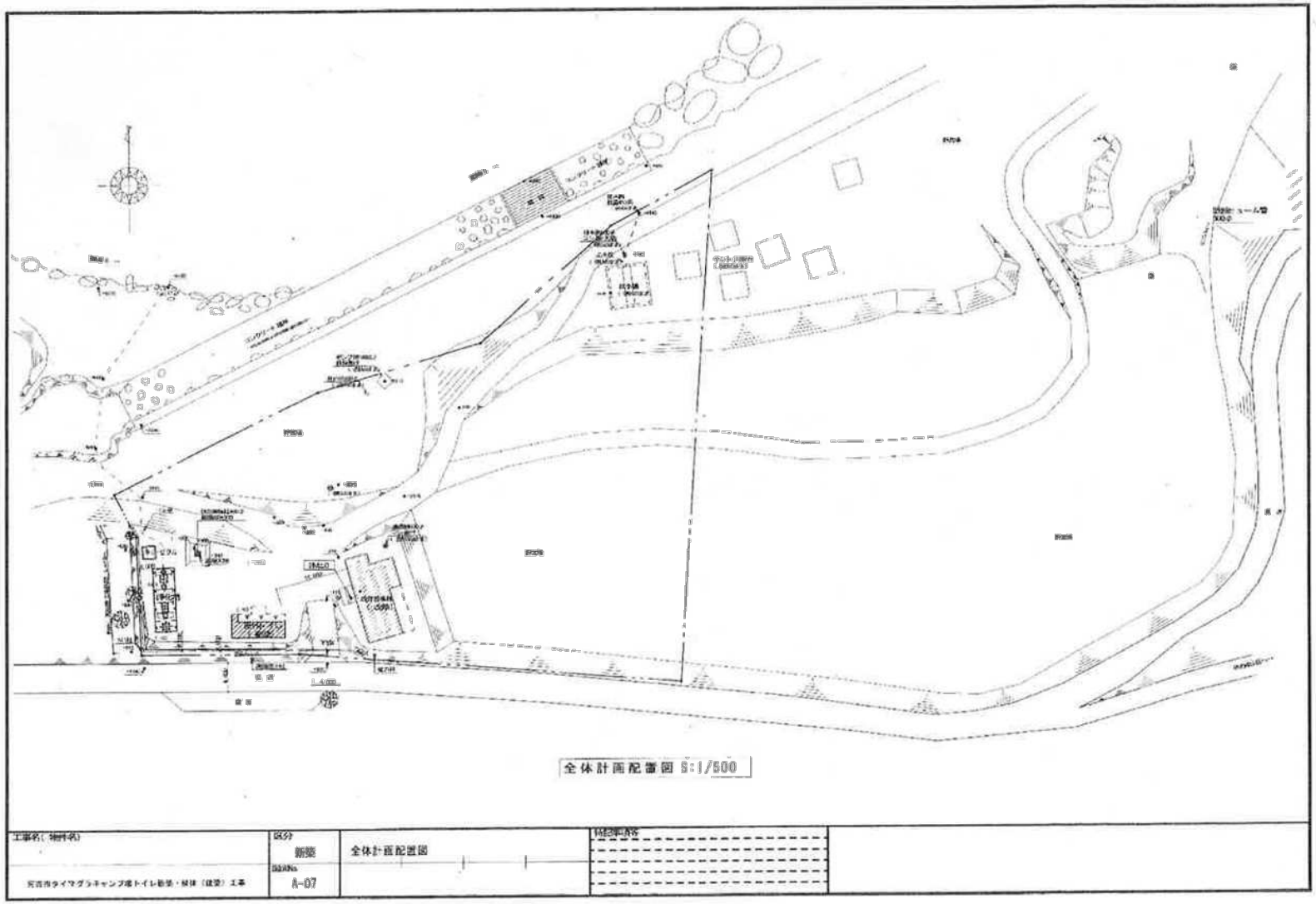
バンガロー村 炊事場



34

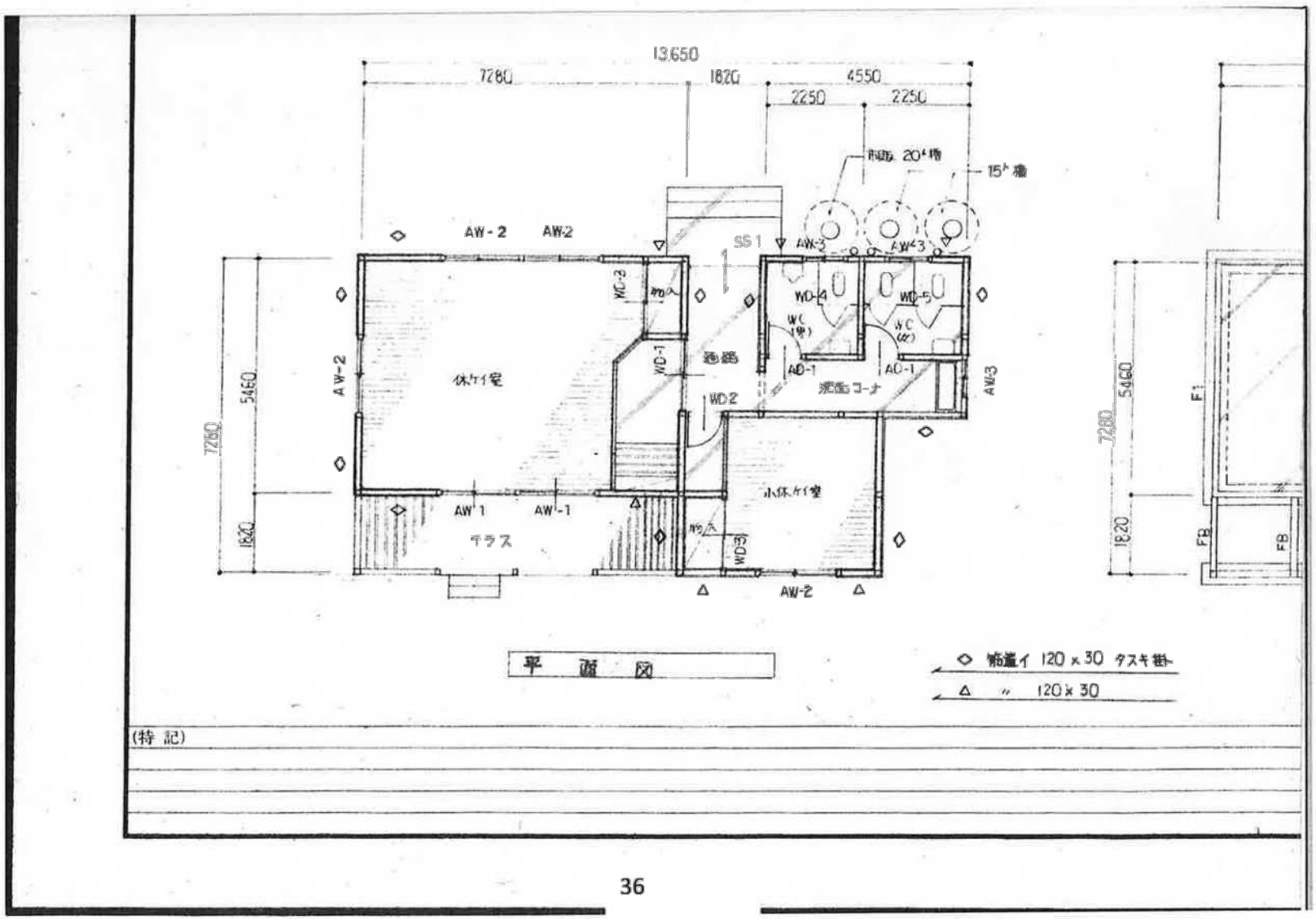
タイマグラ観光施設施設平面図

キャンプ場 全体図



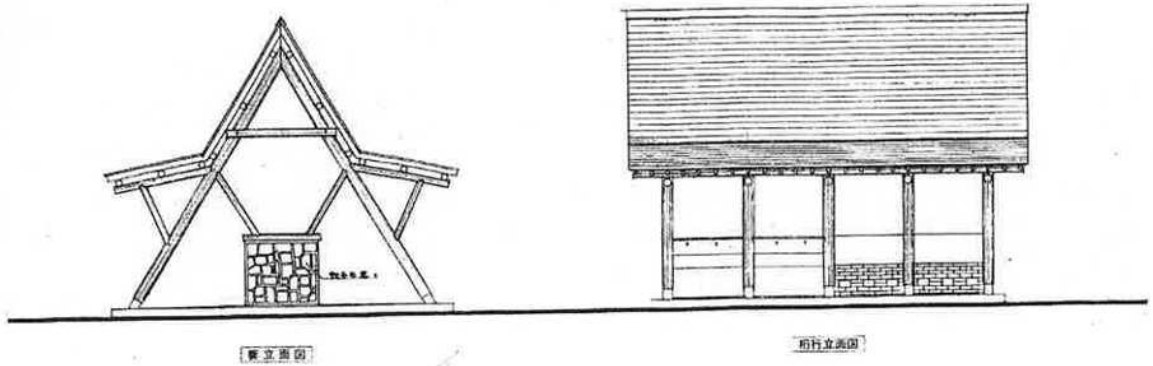
タイマグラ観光施設施設平面図

キャンプ場 管理棟



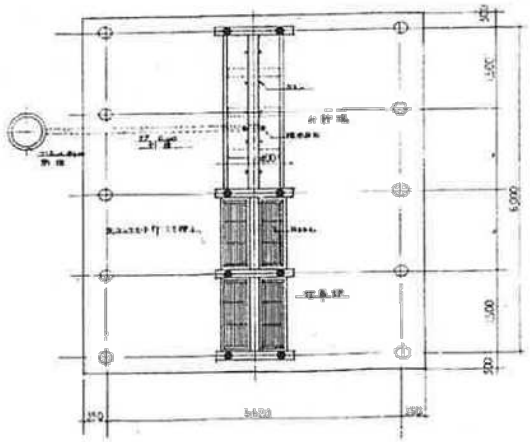
タイマグラ観光施設施設平面図

キャンプ場 炊事棟

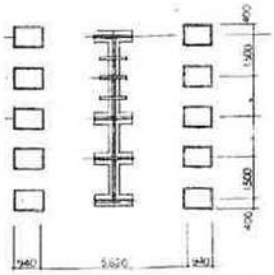


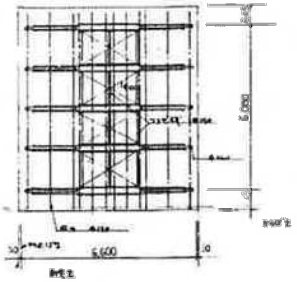
東立面図

南行立面図



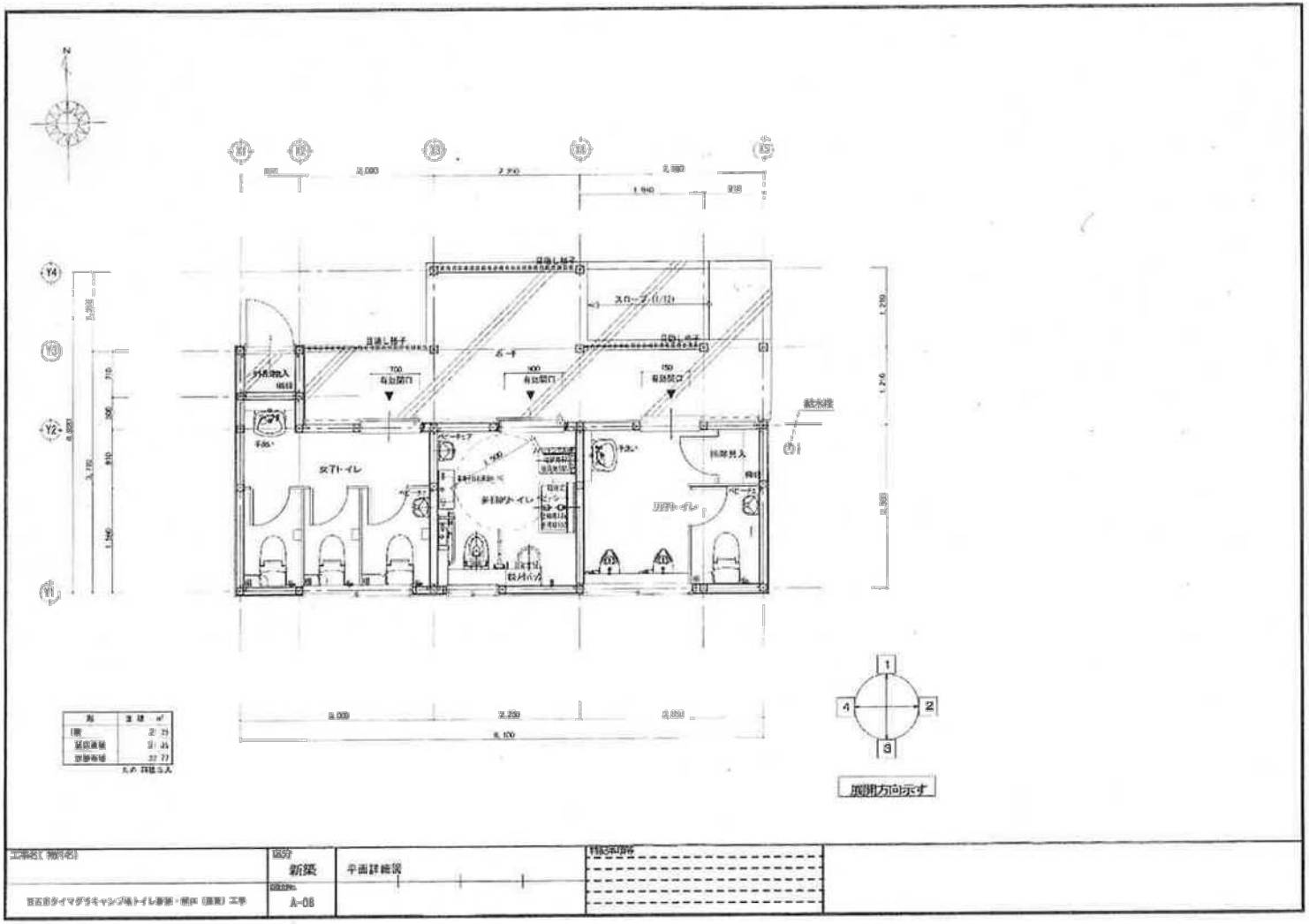
平面図





タイマグラ観光施設施設平面図

キャンプ場 屋外トイレ



（資料3）

宮古市タイマグラ観光施設に係る利用料金収入実績表

（円）

	早池峰山荘	バンガロー村	キャンプ場	合計
令和５年度	146,000	832,355	1,361,520	2,339,875
令和６年度	160,000	493,060	1,192,350	1,845,410
令和７年度	266,000	701,415	1,942,750	2,910,165

（資料4）

宮古市タイマグラ観光施設の利用状況表

【早池峰山荘】

（人）

年度	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	利用者	0	25	10	0	0	21	0	0	休業期間				56
R6	利用者	0	31	0	0	0	15	9	0					55
R7	利用者	0	10	7	2	0	32	22	0					73

【バンガロー村】

（人）

年度	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	ケビン	2	38	14	34	61	35	6	0	休業期間				190
	バンガロー	0	45	6	33	102	40	5	0					231
	計	2	83	20	67	163	75	11	0					421
R6	ケビン	6	22	5	20	28	26	0	0					107
	バンガロー	0	41	5	29	45	34	0	0					154
	計	6	63	10	49	73	60	0	0					261
R7	ケビン	3	6	27	30	33	20	2	0					121
	バンガロー	1	19	9	37	40	48	11	0					165
	計	4	25	36	67	73	68	13	0					286

【キャンプ場】※利用料改定に伴いR7より集計区分変更

（人）

年度	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	宿泊者	162	628	461	446	536	584	409	140	休業期間				3,366
	利用者	69	165	181	158	122	171	114	62					1,042
	計	231	793	642	604	658	755	523	202					4,408
R6	宿泊者	264	574	391	329	365	476	360	172					2,931
	利用者	109	159	178	119	108	140	138	63					1,014
	計	373	733	569	448	473	616	498	235					3,945
R7	大人	141	363	340	285	354	286	137	41					1,947
	子供	7	32	32	22	43	28	2	2					168
	計	148	395	372	307	397	314	139	43					2,115

（資料5）

宮古市タイマグラ観光施設に係る経費等実績表

1 収入の部　　単位(円)

項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
		公益	公益	公益
1 指定管理料(A)		3,000,000	3,230,000	3,400,000
2 利用料金(B)		2,339,875	1,845,410	2,910,165
	(1)早池峰山荘	146,000	160,000	266,000
	(2)バンガロー村	832,355	493,060	701,415
	(3)キャンプ場	1,361,520	1,192,350	1,942,750
合計(A+B)		5,339,875	5,075,410	6,310,165

2 支出の部　　単位(円)

項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
		公益	公益	公益
1 人件費(A)		2,515,572	2,619,839	3,029,833
	(1)給与	1,573,286	1,376,546	1,804,334
	(2)諸手当	288,000	213,120	213,120
	(3)賃金	602,220	852,840	961,980
	(4)福利厚生費	52,066	177,333	50,399
	(5)その他	0	0	0
2 運営費(B)		2,400,503	2,100,695	2,560,122
	(1)報償費	0	0	0
	(2)旅費	0	0	0
	(3)消耗品費	265,478	345,026	619,716
	(4)燃料費	312,886	195,374	247,432
	(5)食糧費	0	0	0
	(6)印刷製本費	41,250	39,600	94,860
	(7)光熱水費	267,467	296,324	478,832
	(8)修繕費	161,271	135,868	101,255
	(9)通信費	451,892	381,817	415,842
	(10)委託料	155,000	252,520	126,006
	(11)公租公課	287,273	273,220	305,041
	(12)その他	457,986	180,946	171,138
合計(A+B)		4,916,075	4,720,534	5,589,955

（資料6）

宮古市タイマグラ観光施設修繕履歴

宮古市修繕

年度	内容	額(円)	合計金額(円)	備考
H27	早池峰山荘水道修繕	684,396	1,474,956	
	バンガロー村バンガロー階段等修繕	617,760		
	早池峰山荘客室修繕工事	172,800		
H28	キャンプ場給水ポンプ修繕	49,680	49,680	
H29	早池峰山荘廊下・食堂ホール床及びタイマグラキャンプ場屋外トイレ便槽修繕	905,536	1,337,536	
	タイマグラ地区観光施設火災報知設備修繕	432,000		
H30			0	
R１	早池峰山荘給湯器修繕	199,320	898,080	
	タイマグラキャンプ場管理棟トイレ修繕	698,760		
R２			0	
R３	早池峰山荘給水装置修繕	70,400	70,400	
R４	早池峰山荘給湯設備修繕	297,000	297,000	
R５			0	
R６	タイマグラキャンプ場管理棟外壁塗装修繕	85,000	374,772	
	早池峰山荘テラス部修繕	289,772		
R７			0	

宮古市タイマグラ観光施設修繕履歴

指定管理者修繕

年度	内容	額(円)	合計金額(円)	備考
R３	タイマグラキャンプ場炊事場流し修繕	1,200	119,590	
	早池峰山荘排水桝修繕	11,860		
	早池峰山荘換気扇他修繕	60,720		
	タイマグラケビンドアガラス修理	4,000		
	早池峰山荘客室道路側窓ガラス修理	5,500		
	キャンプ場男子トイレ便座修繕	13,310		
	キャンプ場場内道路修繕	18,000		
	早池峰山荘食堂道路側窓ガラス修理	5,000		
R４	キャンプ場井戸ポンプ修繕	8,800	230,400	
	バンガロー村水道、トイレ等凍結による配管修繕	83,490		
	早池峰山荘玄関鍵修繕	13,750		
	早池峰山荘女子トイレドアガラス修繕	6,000		
	タイマグラキャンプ場不凍栓・ポンプ等修繕	68,200		
	タイマグラキャンプ場内道路修繕	50,160		
R５	早池峰山荘水道等凍結による修繕	26,950	86,900	
	早池峰山荘トイレドアガラス修繕	3,850		
	早池峰山荘男子トイレ水漏れによる修繕	44,000		
	早池峰山荘排水溝修繕	12,100		
R６	キャンプ場、早池峰山荘の水回り等の凍結修繕料	57,783	124,947	
	タイマグラキャンプ場井戸ポンプ修繕	51,379		
	早池峰山荘男子トイレ小便器流水器修繕	15,785		
R７	早池峰山荘照明器具劣化によるLEDへの交換修繕	101,255	101,255	

（資料7）

備品リスト

施設の名称	宮古市タイマグラ観光施設（キャンプ場）
用　途	タイマグラキャンプ場において常設テントに使用

機器の名称	構造	規格	設置場所	数量	単価	取得価格	取得年月日	耐用年数	備　考
1 常設テント用フライシート	ポリエステル厚織	下幅：3,650㎜×3,650㎜、中心高さ：2,150㎜	屋外	2	91,584	183,168	H26.12	3	
2 常設ロッジ型テントフライシート	ポリエステル厚織	下幅：3,650㎜×3,650㎜、中心高さ：2,150㎜	屋外	1	364,650	364,650	R5.8	3	
3 常設ロッジ型テントフライシート	ポリエステル厚織	下幅：3,650㎜×3,650㎜、中心高さ：2,150㎜	屋外	1	364,650	364,650	R5.8	3	

○宮古市タイマグラ観光施設条例

平成21年12月16日
条例第44号
改正　平成26年３月25日条例第11号
令和６年12月26日条例第41号

（設置）

第１条　都市との交流を推進するとともに、市民の保健休養と地域の活性化に資するため、宮古市タイマグラ観光施設（以下「タイマグラ観光施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　タイマグラ観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
早池峰山荘	宮古市江繋第５地割３番地７
バンガロー村	宮古市江繋第６地割77番地
キャンプ場	宮古市江繋第５地割３番地７

（利用の許可）

第３条　タイマグラ観光施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしてはならない。

(1)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2)　施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3)　その他タイマグラ観光施設の管理上適当でないと認められるとき。

３　市長は、タイマグラ観光施設の管理上必要があると認める場合は、第１項の許可に条件を付することができる。

（行為の禁止）

第４条　タイマグラ観光施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

(2)　指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(3)　指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食すること。

(4)　木竹を伐採し、若しくは植物を採種し、又はこれらを損傷すること。

(5)　土地の形状を変更し、又は土石を採種すること。

(6)　立入禁止区域に立ち入ること。

(7)　指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(8)　その他タイマグラ観光施設の秩序を乱す等管理上支障があること。

（利用の許可の取消し等）

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第３条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第３項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはタイマグラ観光施設からの退去を命ずることができる。

(1)　この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。

(2)　偽りその他不正な手段により第３条第１項の許可を受けたとき。

(3)　第３条第３項の規定に基づく条件に違反したとき。

(4)　タイマグラ観光施設の管理上必要があるとき。

(5)　その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（使用料）

第６条　利用者は、利用に係る料金（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

２　使用料の額は、別表のとおりとする。

３　使用料は、利用の許可の際に徴収する。

（使用料の免除）

第７条　市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第８条　既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)　第５条第４号又は第５号の規定により市長が利用の許可を取り消したとき。

(2)　利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができなかったとき。

(3)　その他市長が特別の理由があると認めるとき。

（損害賠償等）

第９条　タイマグラ観光施設の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（管理）

第10条　タイマグラ観光施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。ただし、宮古市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宮古市条例第220号。以下「手続条例」という。）第２条の申請がなかったとき若しくは申請があっても手続条例第３条第１項に規定する選定基準を満たすものがなかった等の理由により指定管理者の指定ができなかったとき又は手続条例第６条第１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、新たな指定管理者を指定するまでの間若しくは同項の規定により期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じている間は、この限りではない。

（指定管理者の業務）

第11条　前条本文の規定により指定管理者にタイマグラ観光施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　第１条に規定するタイマグラ観光施設の設置の趣旨に資する事業の実施に関すること。

(2)　第３条の許可に関すること。

(3)　第５条の許可の取消し等に関すること。

(4)　第13条の利用料金の決定等に関すること。

(5)　タイマグラ観光施設の施設及び設備の維持管理に関すること。

(6)　タイマグラ観光施設の清潔の保持その他環境整備に関すること。

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

２　前項の場合における第３条、第５条及び第９条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（管理の基準）

第12条　指定管理者は、市長の承認なく規則で定めるタイマグラ観光施設の休業日を変更してはならない。

２　指定管理者は、第５条各号のいずれかに該当する場合以外は、タイマグラ観光施設の利用を制限し、又は入館を拒んではならない。

３　指定管理者は、タイマグラ観光施設の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもってこれを行わなければならない。

（利用料金）

第13条　指定管理者が管理するタイマグラ観光施設の利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、第６条の使用料は、徴収しない。

２　利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

３　利用料金は、地方自治法第244条の２第８項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

４　第７条及び第８条の規定は、利用料金に準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（補則）

第14条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

1　この条例は、平成22年1月1日から施行する。

2　この条例の施行の日の前日までに、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する前の川井村早池峰山荘設置条例（昭和48年川井村条例第11号）、川井村バンガロー村条例（昭和61年川井村条例第2号）及び川井村キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成15年川井村条例第5号）の規定中タイマグラキャンプ場に関する規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成26年3月25日条例第11号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（宮古市自治会研修センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

2　この条例（第６条、第７条、第14条、第22条、第23条、第36条、第37条、第38条及び第40条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料について適用し、同日前に利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（令和元年9月27日条例第９号）抄

（施行期日）

1　この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（宮古市三王地区自治会研修センター条例等の一部改正に伴う経過措置）

2　この条例（第7条、第8条、第15条、第26条、第40条から第43条まで及び第45条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用若しくは占用又は採取の許可を受けた者の当該許可に係る使用料若しくは占用料又は採取料について適用し、施行日前に利用若しくは占用又は採取の許可を受けた者の当該許可に係る使用料若しくは占用料又は採取料については、なお従前の例による。

附　則（令和６年12月26日条例第41号）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

2　この条例による改正後の宮古市タイマグラ観光施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料について適用し、同日前に利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第６条、第13条関係)

(平26条例11・令元条例９・令６条例41・一部改正)

1　早池峰山荘

(単位：円)

区分			単位	使用料
個室休憩料	5時間まで		1室につき	3,140
宿泊料	大人	中学生以上	1人1泊につき	4,190
	小人	小学生以下		2,090

備考

1　個室休憩の利用時間は、午前10時から午後３時までとする。

2　宿泊の利用時間は、午後３時から翌日の午前10時までとする。

2　バンガロー村

(単位：円)

区分(定員)	単位	使用料	
		日帰り (3時間まで)	宿泊 (1泊につき)
バンガロー利用料 (5人)	1人の場合	2,200	2,200
	2人の場合1人につき		1,930
	3人の場合1人につき		1,680
	4人の場合1人につき		1,430
	5人の場合1人につき		1,180
ケビン利用料 (6人)	1人の場合	3,300	3,300
	2人の場合1人につき		3,010
	3人の場合1人につき		2,740
	4人の場合1人につき		2,470
	5人の場合1人につき		2,200
	6人の場合1人につき		1,910

備考

1　日帰りの利用時間は、午前10時から午後４時までとする。

2　宿泊の利用時間は、午後４時から翌日の午前10時までとする。

3　日帰り利用の場合であって３時間を超える場合は、１時間につき、次の料金を加算した額を徴収する。この場合において、１時間未満の端数があるときは、30分以上は１時間とし、30分未満は切り捨てる。

(1)　バンガローの場合　330円

(2)　ケビンの場合　550円

4　小学生又は中学生の利用の場合にあってはこの表及び備考３の額の半額とし、幼児の利用の場合にあっては無料とする。

5　この表及び備考3により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3　キャンプ場

（単位：円）

施設名			利用単位	使用料
キャンプ場	中学生以上		1人につき	550
	小学生		1人につき	330
施設	区画型テントサイト	日帰り	1区画1日につき	700
		宿泊	1区画1泊につき	1,400
	広場兼用テントサイト	日帰り	テント1張1日につき	450
		宿泊	テント1張1泊につき	900

（資料９）

○宮古市タイマグラ観光施設条例施行規則

平成21年12月28日
規則第36号

（趣旨）

第１条　この規則は、宮古市タイマグラ観光施設条例（平成21年宮古市条例第44号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（休業日）

第２条　宮古市タイマグラ観光施設（以下「タイマグラ観光施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長（条例第10条本文の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるタイマグラ観光施設にあっては、指定管理者。以下次項を除き、以下同じ。）が特に必要と認めるときは、臨時に変更することができる。

施設の名称	休業日
早池峰山荘	11月１日から翌年４月30日まで
バンガロー村	
キャンプ場	

２　前項ただし書の規定により、指定管理者が休業日の変更を行おうとする場合は、市長の承認を得なければならない。

（利用時間）

第３条　タイマグラ観光施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に変更することができる。

施設名	区分	利用時間
早池峰山荘	個室休憩	午前10時から午後３時まで
	宿泊	午後３時から翌日の午前10時まで
バンガロー村	日帰り	午前10時から午後４時まで
	宿泊	午後４時から翌日の午前10時まで
キャンプ場	日帰り	午前９時から午後５時まで
	宿泊	午後２時から翌日の午前11時まで

２　前条第２項の規定は、利用時間について準用する。

（許可の申請）

第４条　条例第３条第１項の規定による許可を受けようとする者は、宮古市タイマグラ観光施設利用許可（変更）申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（許可書の交付）

第５条　市長は、条例第３条第１項の許可をしたときは、宮古市タイマグラ観光施設利用許可書（様式第２号）を交付するものとする。

（許可書等の提示）

第６条　条例第３条第１項の規定による許可を受けた者は、タイマグラ観光施設を利用しようとするときは、宮古市タイマグラ観光施設利用許可書を市長に提示しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第７条　タイマグラ観光施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　利用施設の火気取締り並びに施設、設備及び樹木等の保安管理に留意すること。

(2)　利用を終えたとき、又は条例第５条の規定により許可を取り消されたときは、市長の指示に従って、速やかに後片付けその他整理整頓をすること。

(3)　その他タイマグラ観光施設の維持管理のためにする市長の指示に従うこと。

（使用料の免除）

第８条　使用料（指定管理者に管理を行わせるタイマグラ観光施設にあっては、利用料金）の免除を受けようとする者は、許可を受ける際に宮古市タイマグラ観光施設使用料（利用料金）免除申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（損傷等の届出）

第９条　タイマグラ観光施設を利用する者は、施設を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

（補則）

第10条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成22年１月１日から施行する。

２　この規則の施行の日の前日までに、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する前の川井村バンガロー村管理運営規則（昭和61年川井村規則第２号）及び川井村キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年川井村規則第５号）の規定中タイマグラキャンプ場に関する規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成 29 年２月 24 日規則第８号)

この規則は、平成 29 年４月１日から施行する。